



# 台風、大雪、水害、地震など 相次ぐ自然災害で 住宅修理トラブル多発中!!

不要な訪問勧誘は断り、業者の説明はうのみにしないようにしましょう!!

 保険金請求手続きは難しいので代行しますよ。



まずは加入している保険会社や保険代理店に連絡し、**手続きを確認**しましょう。  
**保険金はご自身で請求**できます。

 保険金が使って自己負担0円です。



実際には支払われた保険金の**数十%を手数料として請求**され、残金では修理できないケースが多発しています。

 経年劣化も自然災害のせいにして保険金請求しちゃいましょう。



経年劣化は保険金の対象外です。また、業者のサポートを受けても、支払われる保険金は同じです。



**茨城県 相談事例**

訪問してきた業者に「自己負担なしで住宅修理ができる」と言われ、火災保険の代理申請を依頼する契約を結んだ。その後保険会社から2階の雨どい等の修理代100万円が下りることになったが、当該業者以外の業者が修理する場合は**保険金の50%を違約金**として請求すると書いてあることに気づいた。解約できるか。

※茨城県内消費生活センターに寄せられた相談をもとに再構成

**あれ?と思ったら、契約前にご加入の保険会社、代理店や消費生活センターなどへご相談ください。**

損害保険に関する  
ご相談先

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

**0570-022808**

受付日：月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）受付時間：午前9時15分～午後5時

契約  
トラブルに  
関する  
ご相談先

全国共通の電話番号  
「消費者ホットライン」

**188**

身近な消費生活相談窓口につながります！

# 「保険が使える」にご用心!

火災・地震保険の請求を勧誘する業者とのトラブルが急増しています。

台風・豪雨・  
大雪・地震などの  
自然災害の後に  
トラブルが多く  
なります。

トラブル  
1

## 甘い言葉で誘惑

うちがサポートすると平均100万円は  
皆さんもらっていますよ。支払われた  
**保険金の使い道は自由**です。

保険金は手数料なしで  
申請 いただけます。

えっ! そんなにサポートの  
手数料をとるの?  
残ったお金では修理できないよ。



100万円ももらえるの!?  
ぜひお願いします!

トラブル  
2

## 知らない間に詐欺に加担

被害診断から  
保険金の請求まで  
**全てこちらに  
お任せください!**

うその理由で保険金請求すると  
詐欺に該当するおそれがあります。  
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する  
業者も存在します。



もともと古くなって  
壊れている箇所もあるけど、  
本当に任せていいのかな…

「保険が使える」と言わされたら!  
ご加入の「損害保険会社」か  
「損害保険代理店」に

# まず相談!

トラブル事例を  
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ  
「住宅の修理に関する  
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

